

資料

No. 1 - 2

財源について

財源について

※3大臣合意を受けて、事務局が
たたき台として整理した資料

- 求職者支援制度については、雇用保険を受給できない求職者が安定的な職業に就けるよう、国が相当の負担をしてしかるべきである。
- 同時に、安定的な雇用の実現やそれを通じた企業の活力の維持・向上は、労働者及び使用者全体に関わる課題であることから、求職者支援制度について労使が果たすべき役割について、ご議論いただきたい。
- 基金事業の実施状況（事業の対象者の半数以上は雇用保険の被保険者であった者であって、自営廃業者等これまで雇用関係になかった者は1割弱に過ぎない）を踏まえ、国による負担を主軸としつつ、労使の共助の観点も取り入れた制度とすることについて、早急に制度を創設する現実的な選択肢として、ご議論いただきたい。
- 以上の点に鑑み、求職者支援制度は、国に相当の一般財源の拠出を求めることを大前提とした雇用保険の附帯事業として位置づけ、国庫負担割合は、制度の趣旨・目的に鑑み、少なくとも半分は国の負担とし、国庫が1/2、労使がそれぞれ1/4ずつを負担することを原則とすることについて、ご議論いただきたい。
- 雇用保険の附帯事業として位置づけられる求職者支援制度についても、当面、雇用保険の国庫負担の暫定措置が適用されることはやむを得ないが、できるだけ速やかに暫定措置の廃止を行うこととしたい。
- 求職者支援制度は、基金事業を恒久化するものであることに鑑み、基金事業の終了後において、基金の残額は、求職者支援制度の財源として活用することとしたい。

現行基金事業における訓練受講者の属性

○ 訓練申込み時の雇用保険受給状況について

・ 雇用保険の受給資格要件を満たさなかった者・受給終了者等 :60.8%

・ 雇用保険未加入者 :39.1%

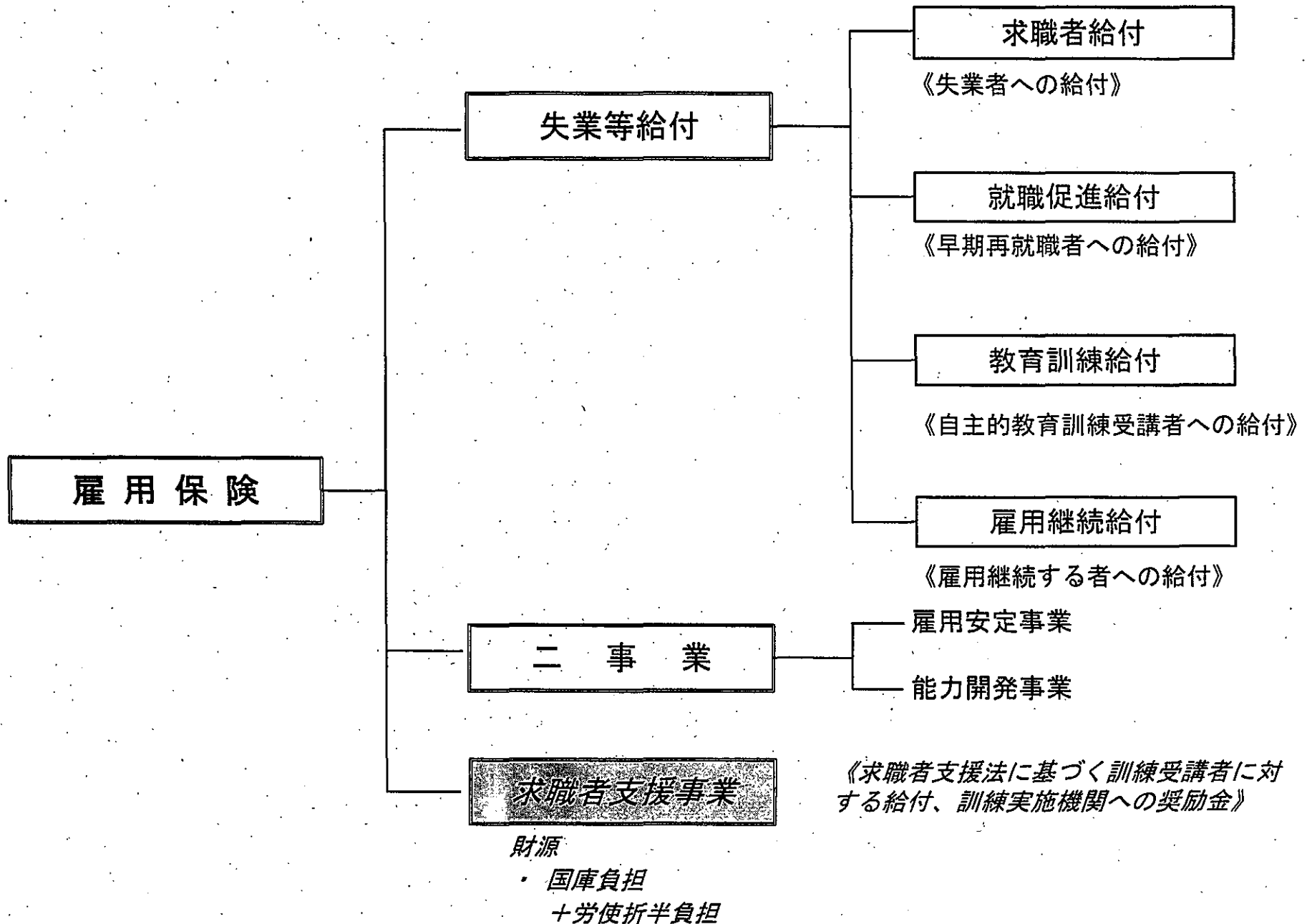
(例. 週所定労働時間20時間未満の者等)

うち、離職理由が自営廃業、就業経験なしの者 うち18.4%

(全体の7.2%)

資料出所 職業能力開発局「基金訓練受講者向けアンケート調査」

雇用保険の附帯事業としての求職者支援制度の位置付け(案)



平成 23 年度予算における求職者支援制度及び雇用保険国庫負担の本則復帰の取扱いについて

1. 求職者支援制度については、以下の方針に沿って、所要額を平成 23 年度予算に計上するとともに、所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 求職者支援制度は雇用保険制度の附帯事業として位置付ける。
 - (2) 生活給付の額については、現行の緊急人材育成支援事業との継続性や現下の厳しい雇用失業情勢も踏まえ、制度創設時には月 10 万円とする。
 - (3) 国庫負担は、生活給付については給付額の 2 分の 1 とする。職業訓練については、生活給付に係る負担割合との均衡を失しないよう配慮するものとする。
 - (4) 求職者支援制度に係る国庫負担については、失業等給付に係る国庫負担の暫定措置を適用する。
 - (5) なお、仮に、緊急人材育成支援事業の終了後において、緊急人材育成・就職支援基金に残額（当該事業の実施のためのものに限る）が生じた場合には、求職者支援制度が、実質的に当該事業を恒久化するものであることに鑑み、当該残額を求職者支援制度の財源として活用する。

2. 雇用保険国庫負担の本則復帰については、平成 23 年度においては実施しないが、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

平成 22 年 12 月 17 日

